

限度額適用認定証のお知らせ

70歳未満の方が「限度額適用認定証」をご利用になると、医療機関の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要となります。



1 限度額適用認定証とは？

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関窓口に表示すると、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります。

2 自己負担限度額はいくら？

平成27年1月診療分から、自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の5つに分類されます。

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当(※3)
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費(※1)－842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万～79万円の方)	167,400円+(総医療費(※1)－558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万～50万円の方)	80,100円+(総医療費(※1)－267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(※2)	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者である場合です。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上の高額療養費を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。